

初期平安京について

―「第一次平安京」説の再検討―

本稿は、当初の平安京がのちの平安京とは異なる姿であったと解する瀧浪貞子氏の学説―「第一次平安京」説―を再検討するものである。まずは平安宮・京をめぐる先行研究を整理し、考古学と文献学とがそれぞれに有用な成果を共有して宮都研究が進展してきた流れと、現在も残る問題点を指摘した。そのような自覚が「第一次平安京」説の再検討には不可欠だからである。

次に、当該学説に直接関わる先行研究を整理し、本稿では儀礼研究・古記録研究の観点から、あらためて関係史料を読解した。その結果、最大の根拠となる『山槐記』記事における中山忠親の主張は、京中賑給が実態を失い、賑給使定が書式上の問題に過ぎなくなっていることなどに起因して、行事内容から逸脱した都城認識の自問自答となっていることを指摘した。さらに、「昔」としか記さない主張は厳密な歴史認識にもとづくものではなく、平安京の変貌を証言していると解される点は、平城京と比した平安京の変化と捉えても問題なく、瀧浪氏が論拠とした複数の事実もそれで説明可能であることを指摘した。

以上より、『山槐記』記事から「第一次平安京」説を導くことはできず、初期平安京の歴史を解明するためには、今後の発掘調査の成果を俟つべきことを論じた。

末松 剛

はじめに

桓武天皇が造営した平安宮は、よく知られる「宮城図」とは違う姿であった。そのことを示す史料が「南都所伝宮城図残欠」である。^①この図は『大内裏図考証』『平安通志』に部分的に掲載される形で伝来したものであるが、大同年間や寛平年間に統廃合されてなくなった官司が記され、いくつかは「宮城図」の後継官司と異なる配置を示す。造営当初の姿を伝える宮城図として注目され、ただし寛平年間以降の官司も記されることから、慎重な史料批判が求められる図でもある。その史料性格を専論したのが東野治之氏であった。^②

ほぼ時期を同じくして瀧浪貞子氏は、第一次と第二次に区分される平安京の変貌を提唱した。平安中後期の日記や文学作品の記事を読解し、北闕型の都城になる以前の平安京は、藤原京

と同型（中央宮闕型）であったと指摘することで、九世紀における平安宮・京の変化を都城史に位置づけたのである。^③

瀧浪氏の「第一次平安京」説には、後述するように強い批判もあり、典拠史料を再検討した諸説が提唱された。一時期に比べると議論が落ち着いた観もあるが、内裏の構造や後宮の成立を皇権のあり方という視点から論じた橋本義則氏は、さらに宴松原・中院（中和院）の歴史的意義を追究する中で、結論を異にしつつも瀧浪貞子氏の宴松原への検討を先行研究として評価し、平安京の中心を考える視点の一つとして「第一次平安京」説に留意する。^④近年刊行された京都市文化財ブックス第28集『平安京』においても、平安宮の構造を論じる中で「第一次平安京」説に言及する。^⑤結論としては橋本氏論文に抛り瀧浪説には懐疑的で今後の発掘調査結果を俟つのであるが、瀧浪氏の着眼は、平安宮・京の研究史上なお留意すべき内容をもつとみられるらしい。

あらためて振り返ると、東野・瀧浪両説をはじめ初期平安宮・京に関する研究には、それぞれに優れた創見がある一方、強引な論述もみられる。^⑦よって、最新の発掘調査結果を俟つ間に、議論のすれ違いや飛躍を整理しておくことは、これからの平安宮・京研究のために有用であろう。

以上より本稿では、考古学と文献学の双方に関わる問題とし

て、初期平安京をめぐる研究動向を整理する。そのうえで「第一次平安京」説について、根拠となった『山槐記』記事を再検討することで、初発表から三〇余年となる瀧浪説の成否を論じてみたい。

一 平安宮・京をめぐる研究動向

1 発掘調査の成果

宮都研究の中でも平安宮・京研究のかかえる事情は特殊である。平安時代以降も都であり続け、現在も都市生活の場であるために、わずかな面積の発掘調査を積み重ねていく必要がある。再開発の著しい進展のために、短期間の調査とならざるをえないこともその一つであろう。そのような厳しい状況下、京都市域の発掘調査研究の中心となっているのが、昭和五一年（一九七六）に組織された京都市埋蔵文化財研究所である。併設された京都市考古資料館では、その成果を展示物として見学することができる上に、過去の発掘・試掘・立会調査の各種報告書が開架されており、ホームページでは報告書や資料の閲覧・ダウンロードも可能である。^⑧研究成果を常に共有する取り組みとして紹介しておきたい。

平成六年（一九九四）は、平安建都一二〇〇年記念事業を契

機として、調査研究成果を集大成し平安宮・京を論じるための成果が出揃った年であった。古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』、『平安時代史事典』、京都市埋蔵文化財研究所編『平安宮Ⅰ』、平安京復元模型、記念展覧会図録『甍る平安京』などである。考古学・文献史学・建築史学が融合した成果である点でそれまでの研究とは一線を画し、現在においてもまずは参照すべき重要な成果である。⁹

日本史学の編著においても、平安京に関しては考古学と分担執筆されるようになった。『古代を考える 平安の都』には平良泰久「地中の平安京」を所収する。¹⁰『歴史評論』七〇二号は、『源氏物語』千年紀にわく状況に対して「国風文化」を捉え直す」と題した特集号である。撰関政治期の文化の実態を追究する本号においても考古学の知見は必須とされ、山本雅和「平安京研究の近年の動向―遺跡の調査成果を中心に―」が掲載される。¹¹古代の都シリーズ第三巻『恒久の都 平安京』では、計一三名からなる論考の半数が考古学の成果である。¹²平安京の成立について、従来は桓武朝の政治史と絡んで論じられることが多かったが、平安京を説明するのに、もはや平面図を掲載しておけば済む研究段階ではなくなったのである。

そして近年は、発掘に従事し報告書や前述の論考を執筆していた研究者による、独自の分析視角と歴史的意義づけをともな

った学術書が次々と発表される時期を迎えている。¹³京都市文化財ブックス第28集として『平安京』も刊行された。『平安京提要』から二〇年が経過したことをふまえてその間の発掘調査結果を盛り込み、主要発掘場所の概要をまとめたものである。

このように平安宮・京研究では現在、主要発掘地点の遺構・遺物とそれらの歴史的意味を、前述した各編著によって知ることができる。発掘調査の最新成果が常に発信され、共有手段の多様な提供、的確な論述やビジュアル化によるわかりやすさという点も特徴的である。¹⁴

その中で留意しておきたいのは、成立期の平安宮の姿は確定されたものではないことである。大同二〜三年（八〇七〜八〇八）を中心に官司の統廃合が続くと、官司配置の変更による景観変化がみられたはずであり、六国史にも空閑地を他官司の附属地に宛がった記事が散見する。¹⁵実際に平安宮が改築・修造されたことを発掘調査が裏付けており、それらに関して山本氏の指摘する次の二点を紹介しておきたい。¹⁶

①内裏内郭西面回廊の内側部分

築造時の壇上積基壇を、九世紀中葉に地覆石直上まで削り落とし、新たに土盛の基壇を構築する。そのため当初の河原石を並べた雨落溝は埋められ、新たな雨落溝は素掘りである。

②豊楽院北西部・清暑堂南西部

豊楽殿北面中央と清暑堂南面中央を結ぶ廊は、かつて階段を下りて渡っていたが、九世紀（成立から数十年後）には階段を取り壊し、相互の建物基壇上面をつなぐ形で土盛りの渡り廊下を構築した。

これらについて山本氏は「壇上積基壇は律令国家中央官衙の典型的建築意匠であり、その一部を壊して土盛りの基壇に変更する意義が問われるところである」という。平安前期の宮都改修といえば、律令制理念に基づく整備というニュアンスで捉えがちであるが、そうとは限らない事実も判明していることに留意すべきであろう。

2 文献学の成果

平安宮・京研究のかかえるもう一つの特異な事情は、文献・絵図史料が豊富に伝来していることである。都であり続けたがゆえに、その時々のあるさまが日記等に記録され、絵図に書き留められてきた。それらを整合的に理解するための慎重な読解が必要とされる。

『延喜式』巻四十二、左右京職・京程条は、平安中期の法制史料という性格も相俟って、平安京の平面構造を知る重要史料である。東京国立博物館所蔵の九条家本『延喜式』紙背所載、

および陽明文庫所蔵の宮城図をはじめとする内裏図・八省院図・豊楽院図は（『延喜式』には左右京図も）、鎌倉時代成立のものであるが、平安時代に遡る内容を含み、建物の配置や大きさを示した貴重な平面図である。¹⁷一四世紀に成立した『拾芥抄』巻中、第十九、第二十二は、宮城部・諸名所部・改名所々部・京程部からなり、宮城部では諸門殿舎の規模や由来を記し、宮城図以下の指図を収載する。『大内裏図考証』は、一八世紀に裏松固禪が三〇年にわたる有職故実研究を結実した成果である。平安遷都千百年紀年祭にあわせて編まれた『平安通志』は、平安京成立から明治に至るまでの移り変わりを網羅的に記し、実証的に優れた著作である。¹⁸以上は前近代および明治期の所産であるが、いずれも現在の平安宮・京研究において基本史料とされている。

近代以降、歴史学が確立されてからの平安宮・京の研究動向については、井上満郎『研究史 平安京』に詳しく、研究動向を整理してその長所短所をときに大胆に論じる。¹⁹考古学に関して「考古学と文献学の協力」が展望として論じられ、建築史研究への目配りも行き届いていて、現在の平安宮・京研究に通じる視角を備えた著作である。

宮都の発掘成果と歩みをともし、日本古代史研究では儀礼研究が盛んとなった。²⁰その代表が橋本義則・古瀬奈津子両氏

である²¹。平安宮に至って大極殿閤門がなくなり龍尾道というスロープになることで、朝堂院の儀礼が天皇と臣下との一体感を増すしくみに変化したこと、平城宮において天皇と臣下の空間を結ぶ場であった大極殿閤門の機能を継受した豊樂院が、国家的政務・儀式の場である朝堂院と並び国家的饗宴の場として整備された意義などが、平安宮の特徴として論じられる。平城宮の発掘調査成果との比較によって平安宮の特徴を捉える橋本氏の論考は、従来、所与のものとされた「宮城図」にみる平安宮の成立過程を、皇権や律令制政治の展開と絡めて論じており、日本古代史研究の中でも大きな位置を占めている²²。

このように宮都の場の構造が具体的にイメージされ、そこに国家的・政治的意味が見出されたことにより、日本通史の著作でも宮都の構造が、考古学の知見にもとづいて詳細に論じられるようになった。佐々木恵介『平安京の時代』第一章所収「平安宮の造営とその構造」では、長岡宮からの搬入瓦の割合や造営過程が紹介される。これは山中章氏の研究成果を盛り込んだ論述である²³。初期平安宮について考古学による実態説明が進められたことで、造営過程や当初の姿に留意する認識が、文献学においても定着したといえよう。

3 研究動向の乖離

一方、「失われた平安京の姿をよみがえらせるために我々は、考古学的調査の成果と文献史的な研究を縦横に組みあわせていかなければならない」と山田邦和氏はいう²⁴。1、2で述べた研究状況より、それは順調に進んでいるかのようであるが、山田氏は、早急に訂正を要するものとして、次の二点を指摘する。

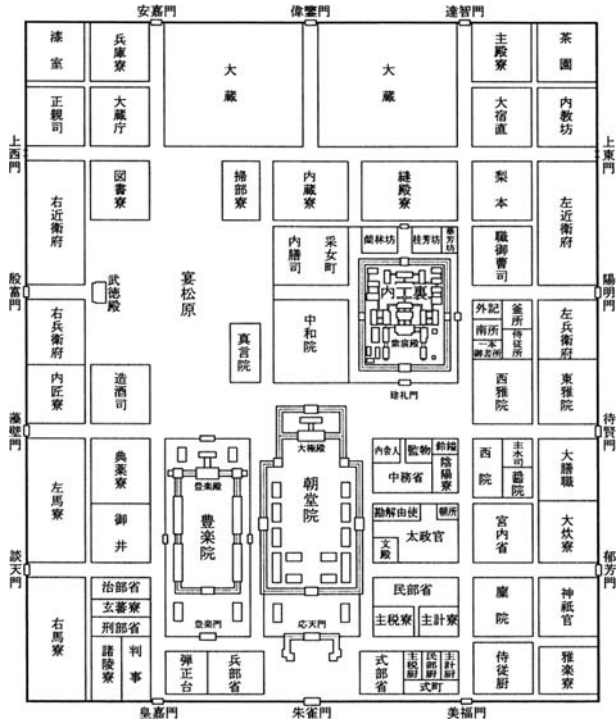
①朝堂院の北辺は豊樂院北辺と揃うのではなく、さらに北に突き出している。

②平安宮周囲の大垣とその内側の官司との間に道は存在しない。

朝堂院北辺については一九八四・八五年の発掘調査で朝堂院北廊基壇の南北縁が確認され、位置が確定しており、鎌倉時代成立の「宮城図」はいずれもその通りに描いている。ところが、『大内裏図考証』が朝堂院と豊樂院の北端を揃えて描いたために、それを無批判に踏襲した誤認が通用しているという。そして、「宮城図」が正しい平安宮の姿であるとすれば、『大内裏図考証』が道幅「五丈」と考証して描いた平安宮大垣内側の道も、存在しないはずであるという。

はたして近年の日本通史の類を見ると、川尻秋生『平安京遷都』第一章所収「平安宮の構造」に掲載される大内裏図、

図1 平安宮復元図



山田邦和『京都市史の研究』(吉川弘文館、2009)より

佐々木氏前掲書所載の同図は、いずれも朝堂院と豊樂院の北端を揃え、大垣内側に道を描く。平良氏前掲論文には朝堂院北回廊基壇が写真付きで紹介されているので、認識乖離の要因はひとえに文献学にある⁽²⁶⁾。

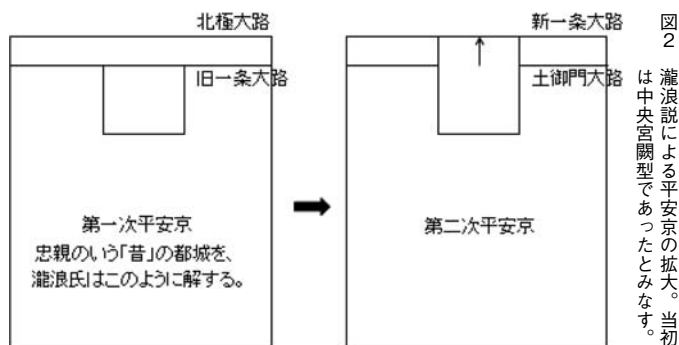
また、井上氏は『寝殿造の研究』で知られる太田静六氏の初出論考を数多く紹介した上で、史料を丹念に読解し細部構造ま

で平面図で復原し重要な指摘をしているにもかかわらず、その建造物の平安京に占める位置づけや歴史性について論及しない姿勢を指して、「こうした傾向は、何も太田だけの特色ではない。戦時下の建築史学による都市・平安京研究の一般的なものであった」という⁽²⁶⁾。建築史研究のそうした特色は鈴木亘『平安宮内裏の研究』にもみられ、歴史研究の成果と関連づけて論及されることはない。建築構造の細部や、平安前期における幾度も内裏改修の事実を検証し、文徳・清和朝に大改修の可能性を指摘するだけに、著者に踏み込んだ論及を求めたいと思うのは筆者だけではない⁽²⁷⁾。

以上、本章では文献学・考古学双方の研究動向を概観し、その成果と問題点を整理した。学問分野の融合は言うほど容易くないことを痛感する。とはいえ平安宮・京の姿を正確に捉えるためには、他分野の成果に対する意識が日頃から大切であることも事実である。

二 「第一次平安京」説をめぐる問題

瀧浪氏が提起した平安京をめぐる議論は、文献の読解と考古学の知見をめぐる論争であったといっても過言ではない。よって、文献学と考古学の双方に目配りしつつその成否を考察する



山田邦和「平安京」(『季刊考古学』93、2005年) 所載図2を参照して作図

ことは、今後の平安宮・京研究のあり方を考える上でも有用であろう。

1 瀧浪説とその批判

瀧浪氏の主たる根拠は、平安後期の公卿中山忠親の日記『山

図2 瀧浪説による平安京の拡大。当初は中央宮闕型であったとみなす。

槐記』にみえる京中賑給使定の記事である。「昔」は土御門大路が一条大路(旧一条大路)であって、その後に北辺二町が宮城に編入されたという部分に着目した。このことから、「宮城図」などで知られる北闕型の都城となる以前に、中央宮闕型の「第一次平安京」が存在したことを提唱したのである。そして、平安宮がそれまでの宮城二門から一四門になること、上東・上西両門が漢風名称

を持たず、『枕草子』に雨宿りできない土門としてみられ、土牛祭などで対象外となることなどは、宮城拡大後に両門が設けられたことに由来するとみる。その後、通史や前述した『平安京提要』『宮城図 解説』における執筆担当が瀧浪氏であったこともあり、「第一次平安京」説は広く知れ渡ることとなった。²⁸⁾しかし、瀧浪説に対しては、文献学・考古学の双方から強い批判が提示されてもいた。まずは井上氏の論点を整理すると、次の四点である。²⁹⁾

- ① 瀧浪氏が主たる根拠とした『山槐記』の当該記事は、あくまでも記主忠親の論理であり、史実とは限らない。
- ② 瀧浪氏が傍証とした『侍中群要』『清解眼抄』の記事について、史料の誤読を指摘。
- ③ 同じく傍証とした賜姓源氏的一条一坊への貫付記事は、名目的な貫付以上の意味をもつものではない。
- ④ 平安宮をはじめとする歴代宮都に関して、考古学の発掘調査がもたらした成果への言及がない。

そして「現段階では、氏の説が成立する可能性は極めて少ないというのが結論」という。

②③に関する指摘はその通りであろう。しかし、①については忠親が故実に通じていたことを井上氏も認め、「どうしてこの事実を知り得たのが問題となってもよい」というように、

『山槐記』記事の検討は継続課題といえる。④については井上氏もいうように、平安宮北辺部について「まだ発掘の例はない」のであるから、当時の発掘状況からみて少々無茶な批判であろう。

次に山中章氏からは、一九八〇～九〇年代に大きく進展した長岡京の発掘調査当事者としての批判である。瀧浪氏は造宮当初の平安京の淵源を都城史論として考察し、藤原京以来の都城に言及した。ところが、平安宮・京の北端二町分である北辺部は、すでに長岡京で成立していることが発掘調査により明らかにもかかわらず、瀧浪説によると、第一次平安京で平安宮北辺部は宮城域でなくなり、拡張された第二次平安京で再び宮城域に取り込まれたことになる。このような不自然な変遷を想定せざるをえない点が、瀧浪説批判となっている³⁰。ただし、大同二年（八〇七）四月以前に遡ると東野氏により結論されている「南都所伝宮城図残欠」に平安宮北辺部がみられることを根拠として瀧浪説を批判する点は、同図には寛平年間以降の内容も含まれるのであるから、慎重を期するべきであろう。

さらに山中氏は、条坊呼称の平城京・長岡京・平安京にわたる変化について、二条大路以北の条坊呼称は宮城門号や官衙名の影響を強く受けるために、平安京の北京極大路・北辺大路・一条大路の呼称が混乱して、ついに原則と無関係に北京極大路

＝一条大路となり、かつての一条大路は宮城門号から土御門大路と化したのであろうと、変遷過程を推論する。よって「忠親が誤解した（山中氏は忠親をこう評する）平安京条坊呼称の混乱は、造宮当初から内在して」おり、忠親は「その混乱の渦中で合理的な解釈を求めんとしたに過ぎ」ないという（＝は筆者補）。

井上・山中両説をみるに、忠親が何を前提とし、どのように思考したのかを綿密に考察することが肝要である。そのことを別の視点を提示しつつ指摘してみせたのが、藤本孝一氏であった。

藤本氏も文献学の立場から、井上・山中両氏による瀧浪説の史料誤読に関する指摘を支持する。そして主たる論拠である『山槐記』記事についても、北辺二町の編入を瀧浪氏は宮城のみの拡大（これにより北闕型の第二次平安京となる）と解釈したのであるが、当初より北闕型であり、京域をとまなう拡大を語っていると解釈すべきことを指摘する。実は当初、藤本氏は瀧浪説を誤解してそのように理解していたのであるが、山田氏の指摘をうけて再検討し、あらためてそれを自説として提示する。

そのうえで、忠親のいう「昔」すなわち図3左図を、造宮当初の平安京ではなく、それ以前の都城に求めることを提唱する

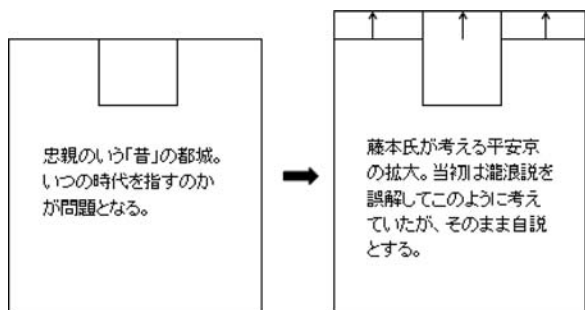


図3 藤本説による平安京の拡大。当初より北闕型であったとみる。

山田邦和「平安京」(『季刊考古学』93、2005年)所載図2を参照して作図

である。
興味深い指摘であるが、長岡京一〇年間における都城の変貌を正確に認識し、平安京とも考え合わせるといふ、現在の考古学の成果ならではの都城史を、平安末期の忠親が認識しえたのか不安な点も残る。

のである³¹⁾。

藤本氏の指摘を長岡京の発掘調査成果と絡めて継承し、『山槐記』記事を解釈したのが山田氏である³²⁾。北辺部の編入により京域が拡大した都城が、長岡京の延暦八年(七八九)後期造営以後に成立していることより、忠親のいう「昔」は前期長岡京をさすとみなし、すなわち前期長岡京から後期長岡京・平安京に至る都城の変貌を語っていると、『山槐記』記事を解するの

2 賑給使定に関する儀礼研究・古記録研究からの検討

藤本氏は「忠親の論には何らかの根拠があったに相違ない。再度『山槐記』に立ち返り、忠親のいう「昔」の用例と京中賑給定の変遷を探究し、「昔」の時点を確認してから拡大期論が始まり、古代都城史論へと展開することを諸家に希望する」と論考を結ぶ³³⁾。都城史論としての再解釈は山中・山田両氏によって果たされているといえよう。本稿では儀礼研究・古記録研究の立場から、①京中賑給使定という行事に関わる場での議論であること、②儀式次第や故実先例に関する各人の主張を伝える古記録史料特有の文脈、の二点に留意して『山槐記』長寛二年六月二七日条(以下、本記事と称する)を読解し、忠親の主張を考察してみたい。

(1) 平安後期の京中賑給使定

京中賑給に関する先行研究によると、賑給使定の次第に詳しく、定文の全貌を書様として記す本記事はよく取り上げられている³⁴⁾。ただし、あくまでも一事例として、むしろ記事の豊富さに比してその扱いは素っ気ない。先行研究が明らかにした歴史的事実によればそれもそのはずで、年中行事として京中賑給が成立するのは延喜年間とされ、早くても九世紀末である。さらに、一一世紀末頃には賑給が当初の政治的意味を失っており、定により賑給使が補任されても実際の賑給は施行されなくなっ

ていた。

したがって、一二世紀後半に交わされる議論をもって、賑給や都の実態、ましてや平安初期の都の構造を考える発想は、賑給研究からは浮かび難いであろう。本記事は当該期の形式化した京中賑給使定を伝える記事であり、この数日後に賑給が実施されることはなかったであろう。賑給範囲を定文にどのような記すべきかという議論は、あくまでもその場の書式上の問題なのである。

(2) 大外記師元への批判の論旨

龍福義友氏によれば、古記録にみられる故実先例は、本人の思考の社会的現実に関わる三つの局面（事実認識・価値判断・態度決定）における産物である。³⁵ すなわち提示された先例の内容以前に本人の主張が存在するのであり、言動に通底する真意を読解しなければならない。また、強く批判される師元であるが、大外記を世襲する中原家の出身であり、師元自身も年中行事書や言談集の編者として知られていることより、師元にも然るべき論理があるはずである。よって、本記事の解釈においても、議論の詳細をふまえ双方の真意を考察する必要がある。

あらためて事態を確認しておく、場面は京中賑給を行うにあたり、平安京の各大路に担当者配置する賑給使定である。大外記師元によって準備された文書を参照し、上卿の進行のも

と担当者を定文に書き留めていく。ところが、今回の定文には「七八九条」でなく「七八条」と立項されていた。そこで「九」の一字が記されているべきか否かが定の問題とされたのである。上卿に対する師元の答申は、「申云、^a書七八条、已九条其中候也。^b加北辺者、一条北武者小路候之故也」という。「七八条」と記してもその中に九条も含まれているという（傍線部 a）。また、本記事でこのあと論じられる「一条加北辺」という項目の割注の意味についても、すでに問題とされていたのであろう。一条大路より北の武者小路までを賑給範囲とすることを示すと、師元はあわせて答申している（傍線部 b）。忠親の主張の発端となったこの二点について、それぞれ検討してみよう。

へ a 「七八条」の記載について

同じく上卿に問われた忠親と右大弁源雅頼は「七八九条」と記すべき旨を答申している。確かに賑給使の補任状況や定文の実例記事によると、「七八九条」と記す通例である。³⁶

ただし、本記事中の上卿の問いによれば、用意された例文に記された久寿二年定文では「七八条」と記すという。他の実例記事でも、『九条年中行事』五月、京中賑給事に掲載する定文例では「七八条」と記す。まだ賑給が実施をとまっていた時期に「九条」を記さない実例がみられる点で留意される。すな

わち師元の答申は一見すると不可解であるが、何かしらの先例や事情を反映したものと考えられる。

ではなぜ「七八条」と記す場合がみられるのか。まずは、前期平安京の復元において、左右京ともに九条大路が未完成であったという事実⁽³⁷⁾に留意したい。すなわち賑給を実施する場所が部分的に存在しないのである。次に、七八九条の賑給使には必ず檢非違使が任ぜられた。それは七条に市があり、濫行が生じた際にそれを糺行するためであった⁽³⁸⁾。七八九条と記しつつも、七条での実施に重点がおかれていたことがわかる。

また、臨時賑給である天慶五年（九四二）四月九日の事例にも注目したい⁽³⁹⁾。定文の左右京それぞれ条毎に賑給使を列記する中で、「七八九条」の項に「加⁴⁰悲田料」と割注を付す。これは九条三坊に存した東西悲田院をさすのであろう。一〇世紀半ばのことであり、臨時に賑給使を定めるのであるから、実施を見据えた記事である。その場合の九条での賑給は、悲田院という具体的対象地を有する。その後、悲田院は一旦廢絶し、復興された東悲田院のみが三条鴨川西に移設された⁽⁴¹⁾。そうすると、「七八九条」と立項しながら「加⁴²悲田院」と記さない事例では、九条が対象地として認識されにくくなった状況が推測される。そのような状況の延長線上に「九条」を記さない判断も生じたのではあるまいか。

以上のように、京中賑給の実状からみると、「七八条」という項目にも妥当性はあり、だからこそ上卿の疑念も解消されたのであろう。本記事に記されるこの日の賑給使定文の書様では「七八条」と立項されている。

一方、このとき忠親の対応は、次のようであった。

……〔七八条〕で済まされたことについて、最不可然事也。右大丞有不甘心之氣^上。予依無益強不申出^一。久寿二年定文、左右京共書七八一歟之由、予奉尋。上卿被^レ仰云、右京許也。左京者加^三九字^一。以^レ之知^レ之落^レ字歟。此事專無^三其理^一。

右大弁とともに納得できない忠親は、久寿二年定文には左右京ともに「七八条」と立項目されているのかと上卿に確認している。例文の単純ミスの可能性を探っているのであろう。上卿の答えは、右京だけであり、左京については「七八九条」と記すということであった。それをうけて単なる書き落としてあった旨を確信している。

ただし、忠親の反駁について、その場における実際の言動にも留意すべきである。納得できない忠親であるが、「無^レ益^一」を理由に強いて進言しなかったとも明記し、その場で忠親がしたことは書き落としての確認らしき発言のみである。後述することあの反駁は、日記を記す際に書き加えた見解である。すなわ

ち例文や師元の答申で「七八条」が提示されると、それを否定するための京中賑給に関する歴史の経緯について、忠親は先例認識をさほど持ち合わせていないと考えられる。

以上のように読解することで、この場における忠親の言動をこれまでより相対的に理解することができるであろう。

「此事專無理」と断じ、忠親は師元の答申に対する反駁は続く。ここからさがが平安京の構造に関する内容となる。

所謂一条者、自_三土御門_二至于中御門_一。二条者、自_三中御

門_二至于二条_一。三条者、自_三二条_二至于三条_一。如此次第

可_レ計。仍以_三坊門_二立_三条中_一、一条内有_三四坊_一、一坊内有_三

四保_一。小一条者、近衛南東洞院西町也。東三条者、二条

北西洞院東也。小六条者、楊梅北烏丸西也。故皆有_三条

号_一。何以_三大路許_二存_三九条_一哉。

まずは定文に立項される「_レ条」という表記について。忠親によれば定文の「一条」は土御門大路から中御門大路であり、「二条」は中御門大路から二条大路、「三条」は二条大路から三条大路をさし、以下同様であるという。そのうえで平安京の坊・保を説明し、小一条・東三条・小六条の地点表示をそれぞれ例示し、「何以_三大路許_二存_三九条_一哉」と結ぶ。やや性急なのか後半部分がわかりにくいのが、例示された三例は、各大路間の中央にある「_レ条坊門小路」に接するゆえに「小_レ条」などと

地点表示が生じることを論じていると考えられる。それは定文の「一条」に対する自説が一条大路に接していない理由を、九つの大路に接する場所だけが「_レ条」と称されるのではないという説明により傍証しているのであろう。と同時に、「近衛南東洞院西町」が「小一条」と称される（傍線部）ことは、近衛大路が一条坊門小路に相当すること、そうすると二町北の土御門大路が一条大路にゆかりのある大路であることを意味することになる。この後に明記されるように、かつては土御門大路が一条大路であったことを示唆していることにもなるのであろう。

へb「加北辺」の記載について

忠親の土御門大路に対する認識は、続く「北辺」理解につながり、「一条」加北辺」の割注の意味を論じる形で明記される。

亦北辺者、一条南土御門北也。昔以_三土御門_二為_三一条大路_一。其後北辺二丁被_レ入_三宮城_一、既為_三京中_一。仍有_三賑給_一。

という。瀧浪氏が「第一次平安京」説の論拠とした部分である。

「北辺」の範囲は一条大路から土御門大路であることを明示する。「一条」を土御門大路以南とみる忠親の理解によれば当

然であるが、そうすると本来であれば普通に京内に認識される北辺二町分が割注の扱いであることになる。忠親はその理由を「平安宮・京の歴史の変遷を反映したものと解し、「昔」以下の記述となる。昔は土御門大路が一条大路であったが、後に北辺二町を取り込む形で宮域が拡がり、京域もあわせて拡がったこと⁽⁴⁾で、旧一条大路（土御門大路）から新一条大路にわたる北辺部が誕生した。「二条「加北辺」」の割注は、その拡大部分も賑給対象地であることを示す表記である、と説明するのである。

一見すると整合的で深い認識に裏付けられているようであるが、前述のように京中賑給が成立し、賑給使定の儀が史料にみられるようになるのは延喜年間なので、定文の書式もその当時の平安京の姿に則して定まるはずであろう。にもかかわらず、定文が平安初期の平安宮・京域拡大の歴史を反映し、すでに平安宮・京域である北辺部を割注扱いはすることは不審である。平城京から平安京成立に至る京域変化を示す割注と考える場合、なおのこと定文にそのことを反映させる必要はあるまい。この点は先行研究でも看過されているのではあるまいか。忠親の思考はここに至り、京中賑給とは無関係の解釈に及んでいる。

忠親は、京中賑給使定の書式に関する師元の答申に対して自説を論じていたはずである。本記事は定文奏上の儀までを記

し、京中賑給使定の記事として結ばれる。このあとに自説を論じた結論も「無異議可書七八九条事也」と定文の書式についてである。にもかかわらず、「加北辺」に関して自分の認識する都城史を持ち出してくる議論は、逸脱しているといふべきであろう。そのような反駁がさらに続く。

師元存^三武者小路^一、最不審。重可^レ尋事也。依^三其儀^一者、京極東有^三朱雀堤^一。被^レ寄^レ彼如何。亦右京加^三北辺^一。右京有^三武者小路^一歟。旁無^レ理。無^三異儀^一可^レ書七八九条事也。

師元の答申の中でも、京外となる武者小路までを範囲をみなすことが「最不審」であるという。それならば東京極大路のさらに東の朱雀堤までも範囲に含まれるのか、また「加北辺」が右京の「一条」にも割注として付されることをふまえてであろう、武者小路が右京まで延伸されるとでもいうのか、と書き連ね、「旁無理」と強く否定する。

このように師元の答申を数々の論拠を提示して否定するのであるが、あくまでも忠親の自問自答である。忠親の反駁は平安京の条坊認識の話であり、その場で進言した内容ではなく日記の中での開陳である。忠親の真意は、九条を欠いたり武者小路を含んだりすることを強く否定する内容から察するに、平安京の図面通りに賑給の範囲を捉えようとする点にある。ただし、

そのために「加北辺」という割注を都城の拡大の歴史を説明するものとみなし、誰も想定していないことを取り上げてまで師元を批判するに至る。その主張と態度は、忠親が一人先鋭化しているといってもよい。

一方、「加北辺」が武者小路までを範囲とする意味であるという師元の理解は、京中賑給の範囲が平安京域をこえることになる。実はこの理解には他に例がないわけではなく、後世の『江家次第』注釈書では対象範囲こそ違え、そのように解している。⁽⁴³⁾ また鎌倉期には、碁盤目状の区画が武者小路界限に成立し、「於武者小路室町辺」など街路名による呼称までもが京中と同様であり、連続する空間として認識されていた。京域が曖昧となると、師元のような解釈もありうるのである。

よって、師元の答申は単なる方便ではなく、平安京域の曖昧化により武者小路周辺を京中とみなすことを是と判断するものである。九条を記さず（七八条の賑給に含まれる）、武者小路までを含むという師元の答申は、賑給対象となる京域を現状に基づいて解する点で、一貫した認識を示しているのである。

3 忠親の主張の評価

本記事の文脈に留意しつつ、双方の主張の真意を考察した。定文の項目に関するそれぞれの立場は、師元が平安後期の実状

に即して判断するのに対して、忠親は自身の認識する平安京図を念頭に、割注に都城拡大の歴史を見出して理解しようと思考した。両者の立場の違いについて、瀧浪氏は「前者（忠親）が条坊についての伝統的な理解に立つのに対し、後者（師元）が市街地の変貌に対応する形で理解する」という（一）は筆者補）。一方、井上氏は「あくまで忠親の論理・解釈の問題であって、史実とは別の次元のもの」という。⁽⁴⁴⁾

瀧浪氏によって一躍脚光を浴びた忠親の主張は、京中賑給が平安京の大路毎に展開する行事であること、忠親が都城史認識を備えていた事実⁽⁴⁵⁾とも相俟って、平安宮・京の拡大の史実を証言したものと見て注目された。

しかし、本稿の検討によれば、忠親は京中賑給の歴史にさほど深い理解はなく、その主張は師元の答申を否定するため、そしておそらく賑給の実施をともなわない書式上の問題にすぎないことにも起因して、その場の議論から逸脱し先鋭化したものであった。事実その場で進言した内容ではない。平安京図を念頭に「九条」の記載を強く主張する点も、未完成であった九条大路界限で実際に行われたことがどれほどあったであろうか。あくまでも忠親の論理・解釈であるという井上氏の指摘を、本稿では京中賑給に対する忠親の逸脱・先鋭化した姿を加味して支持したい。

忠親の拡大に関する主張が史実であるか否かについては、京中賑給と絡む史実ではないとはいえようが、都城史の史実であることを否定する必要はあるまい。山中・藤本・山田各氏の説も都城史の史実として検討する。

ただし、儀式次第や故実先例を主たる記載内容とする古記録では、強い意識で記されるものは自ずと固有名詞をとまなう。よって、忠親が「昔」という抽象的表現で済ませている事實は、都城史をさほど厳密に論じているわけではないことを示唆している。忠親の主張を現代の長岡京発掘調査の成果に照らして解釈することは、議論を複雑にしてしまっている可能性がある。

平安宮・京は「昔」に比べ北辺に二町拡大しているという素朴な表現は、拡大前の都城を平安宮・京に限定していない。むしろもっとも知られた大きな変化という点で、平城京と比較して平安京の構造の変化を論じたとみるのが相応しい。そうであれば、つとに喜田貞吉氏の所説があり、しかもその中で、上東・上西両門が唐風名をもたない土門である理由を、平安京で初めて宮城一四門となったゆえのこととして説明している⁴⁷。忠親の主張が平城京との対比を想定していたと考えても、瀧浪氏が根拠とした上東・上西両門の名称や構造の由来を説明できるのである。

したがって、忠親が条坊について伝統的な理解を示しているという瀧浪氏の指摘は、平城京との対比であったとみる限りにおいて可能であろう。「小一条」のくだりなどよくできた論理であるものの、忠親の主張を平安時代初期における平安宮・京の変貌を証言した記事とみなすには無理があり、これまで知られなかった都城史の一面を証言したかのように解釈する必要のある記事ではないというのが、本記事の文脈に留意した本稿の理解である⁴⁸。

では、定文にみえる「一条〔加北辺〕」の割注の意味は何か。本稿では、平安中期以降の平安京の京域曖昧化を要因として、賑給対象地が一条大路より北の地域をも含むことを示している⁴⁹と解釈する。すなわち師元の理解に与するものであり、定文の書式と割注は、京中賑給という行事以上の何かを示すものではあるまい。

おわりに

前半では平安宮・京の研究動向と問題点を整理し、後半では「第一次平安京」説を取り上げ、『山槐記』記事について儀礼研究・古記録研究の観点から考察を加えた。

その結果、忠親の主張は賑給の実施をともなわない時期にお

ける、定文の立項書式の問題であり、大外記師元の答申を否定するための自問自答であり、そのために逸脱・先鋭化していることを明らかにした。

忠親の都城史認識の発端は、定文の「二条〔加北辺二〕」という項目の割注に、賑給を行う範囲とみるだけでなく、平安京の変遷の歴史を読解したことにある。しかし、そのような読解は忠親一人の理解である可能性を認めず、一条大路以北も加えて行くと解する方が、「九条」を記さないこととあわせて当時の平安京の実状に適っている。それは師元の主張であり上卿も認めるところであった。条坊を詳しく論じ、反駁のゆえに議論が明確であることから、平安京の歴史を鋭く指摘したものと瀧浪氏の指摘以来注目されてきたが、それは京中賑給使定である本記事全体の文脈において偏った見方であると考ええる。忠親のいう変遷は、平城宮・京と平安宮・京とを対比して論じたものと理解するのが妥当であろう。平安宮・京研究史の中で一九八二年に初発表された瀧浪説はなお取り上げられることが多い³⁰⁾。しかし、そこから一旦離れ、成立当初の平安宮・京を考え直す研究段階ではなからうか。

ただし、平安宮・京の当初の姿が流動的であることには留意すべきである。現在の研究状況から確かなことは、「宮城図」の姿以前の平安宮・京が存在し、それは決して確定的なもので

はなく、くり返される修造は国家体制や律令制の理念に基づいたものばかりではないということである。その変遷を解明する手段として、今後の発掘調査の成果に期待したい³¹⁾。

注

- (1) 村井康彦(一九七〇)「平安京の形成」(『京都の歴史第一巻 平安の新京』第三章、学芸書林。のち一九七九、京都市)二七〇～二七二頁。同「古代都市の成立―平安京細論その二―」(一九七三)『古京年代記』三七一～三七二頁、同氏著(一九七八)『季刊論叢日本文化9日本の宮都』一八二～一八四頁(ともに角川書店)において再論する。

- (2) 東野治之(二〇〇五)「南都所伝宮城図残欠について」同氏著『日本古代史料学』岩波書店。初出は一九八三。大同二年(八〇七)に成立した左近衛府の場所に主鷹(司)が記されていることなどを根拠に、「大同二年以前の状況を伝える」と結論する。

- (3) 瀧浪貞子(一九九二)「初期平安京の構造―第一次平安京と第二次平安京―」同氏著a『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版。初出は一九八四。ただしそのはじめは、「初期平安京の構造」を副題にもつ六回の連載論文(一九八二～一九八三)『京都市史編さん通信』一六三～一六六にある。

- (4) 瀧浪貞子(一九九二)「歴代遷宮論―藤原京以後における―」前掲注(3)同氏著書a。初出は一九七九。瀧浪氏は冥松原を歴代遷宮の伝統をひく、内裏を建て替えるための予備

空間と推測した(四二〇～四二二頁)。さらに瀧浪氏著書b(一九九二)『平安建都』集英社、七〇～七六頁、村井康彦・瀧浪貞子両氏著(一九九六)陽明叢書記録文書篇別輯『宮城図 解説』思文閣出版、一一〇頁において再論する。

(5) 橋本義則(二〇一八)「平安宮の中心―中院と縁の松原―」同氏著『日本古代宮都史の研究』青史出版、二二六～二三二頁および二三五～二三六頁注30・31。初出は二〇〇九。橋本氏は内裏と宴松原が対称的な位置にあることに注目して宴松原に関する瀧浪説を検証し、内裏ではなく太上天皇宮として桓武天皇により構想された空間とみる。またその間にあり平安宮の中心に位置する中院は、天皇親祭の神事のための常設神殿であり、平安宮で初めて設けられたことを指摘する。そのうえで、当初の平安宮が瀧浪説通りであったとすると、平安宮の中心は南にずれ大極殿にあたり、過去の宮城に前例のないこの配置もまた桓武天皇の構想と捉えうる可能性に論及し、瀧浪説に一定の評価を与える。同(二〇一一)「平安宮の構造―桓武天皇、伝統の継承と革新の断行―」(『京都歴史散策マップNo.1 平安宮跡周辺を訪ねて』京都創文社でも再論する。

(6) 京都市文化財ボックス第28集『平安京』(二〇一四)京都市、一二頁。執筆は家原圭太氏。

(7) たとえば、前掲注(2)東野論文では、宮城門号が弘仁九年(八一八)に唐風に改称された名称である点について、「門名などは古図を転写する際に手を加えて写すことはいない」とはいえず、名称が新しいからといって、その内容まで新し

いと断定することはできない。本図の史料価値は、やはり官司名をおもな手掛りとして判断されるべきであろう(一二四頁)といい、さらに、大同年間以後の官司統廃合については考察から捨象してしまう。しかし、殿閣門号や官司名の変化は、『内裏儀式』と『内裏式』の先後関係の論拠ともなっており、平安前期の史料批判には重要な問題である。東野氏の目的は積極的に取り上げることでも多方面からの検討を提言することだったと思われるが、現段階では、大同二年以前の状況を伝える部分がある図であるものの、後の改変を併せもつ図であるという理解に留めておくべきであろう。

(8) 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所ホームページの「各種資料情報」を参照。

(9) 古代学協会・古代学研究所編(一九九四)『平安京提要』『平安時代史事典』(ともに角川書店)、京都市埋蔵文化財研究所編(一九九五)『平安宮Ⅰ』同研究所、京都市(一九九四)平安建都1200年記念展覧会図録『甍る平安京』。また別に京都市埋蔵文化財研究所編(一九九四)『平安京研究資料集 1 平安宮』柳原書店もあり、各遺構の概要のほか、巻末に平安宮関係の文献記事が集成されており有用である。さらに『古代文化』四六一一、四六一三(ともに一九九四)は、特集「古代都市・平安京」(1)(2)を組み、記念事業当時の研究状況をあわせて知ることができる。

(10) 平良泰久(一九九二)「地中の平安京」笹山晴生編『古代を考える 平安の都』吉川弘文館。本書は文献学による論文集であるが、第四章「平安京の構造」は瀧浪貞子「平安京の造

- 「菅」と平良氏論文の分担となっている。
- (11) 山本雅和(二〇〇八)「平安京研究の近年の動向―遺跡の調査成果を中心に―」『歴史評論』七〇二。
- (12) 西山良平・鈴木久男編(二〇一〇)『古代の都3恒久の都平安京』吉川弘文館。
- (13) 堀内明博(二〇〇九)『日本古代都市史研究―古代王権の展開と変容―』思文閣出版、山田邦和(二〇〇九)『京都都市史の研究』吉川弘文館、網伸也(二〇一一)『平安京造営と古代律令国家』塙書房。
- (14) ビジュアルも意識したわかりやすい発信という点では、梶川敏夫氏による平安宮・京遺構の復元イラストも特筆されるであろう。梶川氏(二〇〇九)「甦る古代京都の風景―平安時代を中心に―」隼谷寿・山中章編『平安京とその時代』思文閣出版に、その経緯や目的がまとめられている。イラストを集成した梶川氏(二〇一六)『よみがえる古代京都の風景―復元イラストから見る古代の京都―』三星商事も刊行されている。
- (15) 『続日本後紀』天長一〇年(八三三) 五月二二日条、承和元年(八三四) 七月一五日条や『類聚国史』天長七年(八三〇) 一〇月二五日条など。
- (16) 前掲注(11) 山本氏論文。このほかにも平安宮内の官司内で九世紀に建物が増設された跡もみられるという。
- (17) 九条家本『延喜式』については、東京国立博物館古典籍叢刊として二〇一一年より刊行されている(思文閣出版、全五冊、現在第四冊まで刊行。第五冊には紙背文書全ての翻刻と解説が収載される予定という)。陽明文庫所蔵の「宮城図」は、前掲注(4) 陽明叢書記録文書篇別輯として刊行されており、村井・瀧浪両氏の解説である別冊は、宮城諸図の近近代史を論じる著作となっている。
- (18) 京都市参事会編著(一八九五)『平安通志』京都市参事会。のち新人物往来社より一九七七年に復刻。湯本文彦氏を中心とする編纂事業の成果であった。
- (19) 井上満郎(一九七八)『研究史 平安京』吉川弘文館。
- (20) このことが一九八〇年代以降の儀礼研究の盛行をもたらしたことについては、拙著(二〇一〇)『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、序章でも論じた。
- (21) 橋本義則氏著書a(一九九五)『平安宮成立史の研究』塙書房、同b(二〇一一)『古代宮都の内裏構造』吉川弘文館、古瀬奈津子(一九九八)『日本古代王権と儀式』吉川弘文館に収められた諸論考。
- (22) 前掲注(21) 橋本氏著書a所収論考のうち、「平安宮内裏の成立過程」「朝政・朝儀の展開」「平安宮草創期の豊楽院」は、内裏・朝堂院・豊楽院の平安宮における成立過程を論じている(初出は順に一九九一、一九八六、一九八四)。
- (23) 佐々木恵介(二〇一四)『日本の古代4平安京の時代』吉川弘文館、山中章(一九九七)『都城の変貌』同氏著『日本古代都城の研究』柏書房。初出は一九九四。
- (24) 山田邦和『平安京研究の現状』前掲注(13) 同氏著書、四七頁。
- (25) 川尻秋生(二〇一一)『シリーズ日本古代史⑤平安京遷都』

- 岩波新書、二七頁、前掲注(23) 佐々木氏著書、二七頁、前掲注(10) 平良氏論文、一〇八頁。文学研究における秋山虔・小町谷照彦(一九九七)『源氏物語図典』小学館、一四頁、倉田実編(二〇一五)『ビジュアルアルワイド平安大事典』図解でわかる『源氏物語』の世界―朝日新聞出版、九頁にも『大内裏図考証』に掲載される同様の図を所載する。
- (26) 前掲注(19) 井上氏著書、一二九―一三二頁。太田氏の研究の特徴として、建築の細部構造の解明とともに、歴史分析の浅さ・不徹底を指摘する。
- (27) 鈴木亘(一九九〇)『平安宮内裏の研究』中央公論美術出版。橋本義則・山岸常人(一九九二)「鈴木亘著『平安宮内裏の研究』を読む」『建築史学』一七は、全体に「歴史的に意義付けを行おうとする観点そのものが本書には決定的に欠落して」いるといい、そのために生じる、史料の誤読・論述の矛盾を数多く指摘している。
- (28) 前掲注(4) 瀧浪氏著書b、七〇―七六頁、前掲注(10) 同氏論文、同氏「大内裏の構造」(前掲注(9))『平安京提要』第二章第一節、同氏「大内裏・内裏の構造」(前掲注(9))『甍る平安京』、前掲注(4) 村井・瀧浪両氏著書において再論する。
- (29) 井上満郎(一九九三)「書評・瀧浪貞子著『日本古代宮廷社会の研究』」『史学雑誌』一〇二―一三。
- (30) 前掲注(23) 山中氏論文、一四五―一四九頁。同(二〇〇一)「宮城の改造と「北苑」の建設」同氏著『長岡京研究序説』塙書房、九四頁。初出は一九九二。
- (31) 藤本孝一(二〇〇九)「都城拡大論と『山槐記』」同氏著『中世史料学叢論』思文閣出版。初出は一九九四。とくに平城京と長岡・平安両京との位相を論じており、「昔」平城京と想定しているようである(二五〇頁注7・注11)。
- (32) 山田邦和(二〇〇五)「平安京」『季刊考古学』九三。さらに同氏(二〇〇七)「平安京の条坊制」『奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.16都城制研究(1)』、八六頁でもわかりやすく再論する。
- (33) 前掲注(31) 藤本氏論文、一四九頁。
- (34) 高橋渡(一九七四)「京中賑給について」『史叢』一八、川本龍市(一九八七)「王朝国家期の賑給について」坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、榎木謙周(二〇一四)「京中賑給」に関する基礎的考察」『日本古代の首都と公共性―賑給、清掃と除災の祭祀・習俗―』塙書房、初出は一九八七など参照。
- (35) 龍福義友(一九九五)「日記の思考―日本中世思考史への序章―」平凡社参照。
- (36) 前掲注(34) 川本氏論文所載一覧表(一九一―一九八頁)参照。
- (37) 山田邦和「前期平安京」の復元」前掲注(13) 同氏著書所載「前期平安京」推定復元図」(八〇頁)参照。初出は二〇一〇。
- (38) 前掲注(34) 榎木氏論文、四九―五〇頁。
- (39) 『本朝世紀』天慶五年(九四二)四月九日条。臨時賑給の施行は、条毎の場合と特定場所の場合とあるが、この事例は前

- 者である。前掲注(34) 川本氏論文、二〇一頁参照。
- (40) 東西悲田院の場所について、山田邦和「左京と右京」前掲注(9)『平安京提要』第三章によると、右京九条三坊の南部に悲田院南沼のあったことが知られ、悲田院も同三坊内に存在した可能性が高いという(三五八頁)。二〇一四年には左京九条三坊十町で平安前期の池から「悲田院」と記した木簡が出土しており(『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2013-15 平安左京九条三坊十町・烏丸町遺跡』二〇一五)、東西対称の位置に東悲田院も存したと推測される。
- (41) 「悲田院」前掲注(9)『平安時代史事典』八田達男氏執筆担当。
- (42) 平安京の拡大をめぐるこの箇所の本稿における解釈は、藤本氏が瀧浪説を訂正して示した解釈により、京域の拡大をともなう(もとより平安京は北闕型)と考える。
- (43) 尾崎積興『江家次第秘抄』には「一条北辺」「一条通ヨリ北ノヘント也。東ハ愛宕寺、西ハ兵衛馬場、北ハ右近馬場ニテ給ルコト也」という。「北辺」を一条大路のさらに北の辺りと解している。
- (44) 『民経記』寛喜三年(一二三二)二月一七日条。
- (45) 前掲注(3) 瀧浪氏著書a、三九一頁。前掲注(29) 井上氏書評、一一四頁。
- (46) 忠親は福原京造営に関与し、都城計画を考える当事者でもあった。前掲注(32) 山田氏論文も参照。
- (47) 喜田貞吉著作集(一九七九)第五卷『都城の研究』平凡社、一七一〜一七二頁。もとは同氏(一九一五)『帝都』日本学術普及会、二九一〜二九二頁。長岡京に北辺部の存在が明らかとなった現在、「昔」が平城京をさす蓋然性は高まると考えられ、留意すべき指摘である。
- (48) 前掲注(31) 藤本氏論文もまた、平城京と仮定するならば瀧浪氏のような複雑な試論を考える必要はなくなるという(二五〇頁注11)。
- (49) 一〇世紀には一条大路より北に貴族の邸宅地が開発されていることについて、加納重文(二〇一一)「桃園」同氏著『源氏物語の平安京』青簡舎参照。
- (50) 桃崎有一郎(二〇一八)『平安京はいらなかった―古代の夢を喰らう中世―』吉川弘文館の中でも、瀧浪氏の第一次平安京説が是認される。その根拠として、上東・上西両門が異質の存在であることを第二次平安京の産物である証左と捉える瀧浪説に加え、待賢門(当初は建部門)の別称「中御門」に着目する。それはその門が「複数の宮城門の、真ん中」にあったからと考えるしかなく、「待賢門が「中御門」と命名された時、上東門は存在しなかったと考えねばならず、やはり大内裏は北方に拡張されたと考えべきなのである」という(一一九〜一二四頁)。しかし、「中」は「間」「内側」でも意味をなす。さらに、上東・上西両門は他の宮城門と別扱いされるのであるから、待賢門は宮城東辺の三つの宮城門の間にある点で「中御門」の名に相応しく、正式な三門の「真ん中」ともいえる。よって、待賢門の別称に着目する桃崎説は「第一次平安京」説の補強にはならないと考える。
- (51) 前掲注(5) 橋本氏論文は、緻密な論証と大胆な発想に満

ちた論考であるが、瀧浪氏の「第一次平安京」説への論及には問題を残す。橋本氏自身も瀧浪説で考えた場合、偉鑿門と内蔵寮との近接が宮の構造的に不自然であることを指摘する。とするならば、その位置関係を合理的に示す発掘調査結果が出るまでは、瀧浪説は論証に不備のある学説と言わざるを得ない。にもかかわらず橋本氏は、瀧浪説に拠ると成立当初の平安京の中心が大極殿にあたり、これもまた魅力的な結論になるからであろう、「これらのことが構造的に不都合なことでないなら、瀧浪のように考えることもできないわけではない」ともいう（二三五頁注30）。しかし、考古学の発掘調査が平安宮・京研究を着実に進展させてきた研究史に鑑みれば、瀧浪説を認める論及はそれに見合う遺構が確認された時、その当事者がすべきことであって、文献の読解のみで是認する論調は、現在の研究段階にはそぐわないと考える。